

岐阜県公報

第 百 十 七 号
令和 二 年 七 月 三 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課) 三五〇_{ページ}

○岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(県産材流通課) 三五〇

告 示

○保安林の指定

(治 山 課) 三五九

○保安林に指定する予定である旨の通知

(同) 三五九

○道路の区域変更

(道路維持課) 三六一

○道路の供用開始

(同) 三六一

公 示

○岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市町村課) 三六三

○令和二年度採石業務管理者試験の実施

(商工政策課) 三六六

○県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 三六七

○土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 三六七

○令和二年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験(行政・事務)及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施

(人事委員会) 三六八

○令和二年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職(司書)試験並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の実施
落札者等に関する公示

(同) 三七一
(会計課) 三七四

規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

付則第七項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」といふ。）における法定利率」に改める。

付則第八項、第十四項第二号及び第十五項中「百分の五」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 令和二年四月一日前の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則付則第七項及び第八項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則付則第十四項及び第十五項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第九号中「同条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

岐阜県知事

様

住 所 〒
電話番号
氏 名

印

(会社その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置
に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するもの に○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙 3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙
を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するもの に○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙 4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択
すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年 月 日現在)			
区 分	総事業費(注1)		
年度			
年度			

	資金内訳			
計 (注2)	改 善 資 金	その他の 借 入 金	自 資 金	己 金

合計			

- (注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、
間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)を記載すること。また、改善措置に
係る具体的な内容が複数ある場合は、全て記載することとし、資材購入等の林業
・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及
び資金内訳を記載すること。
3 上記 2 に該当する場合は、総事業費の計の各年度の合計欄は、2 表の林業・木
材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄
の数値と一致させること。

(添付資料)

- 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第 4 条第 2 項各号、第 3 項及び第 4 項
の規定により償還期間が 10 年を超えるもの又は据置期間が 3 年を超えるものにつ
いては、これらの規定に該当する旨を証明する書類(事業計画の認定書の写し
等)を添付すること。
- 1 のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙1〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項 目	現 状	目 標
従 業 員 数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資 本 整 備 の 状 況 (注1)		
生 産 等 の 状 況 (注2)		
年 間 収 入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年 間 所 得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

(注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(年度)(注2)	目標(年度)(注2)	1表との関係(注3)

(注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

4 1表との関係の欄は、本目標と1表で記載する年間収入(売上高)又は年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
年 間 従 事 日 数	日	日
保 有 安 全 衛 生 施 設		
労 働 災 害 防 止		

(注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
従 業 員 数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保 有 安 全 衛 生 施 設		
労 働 災 害 防 止(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙3〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項 目	現状（ 年度）	目標（ 年度）
従 業 員 数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保(注2)		

（注） 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙4〔機械・施設の導入の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

____年度

項 目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目 的		
機械・施設名等(注2)		
規格・能力等(注2)		
導 入 時 期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台 数	台	台
単 価	—	円
所 要 額	—	円
そ の 他 (注3)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加し、又は加工するなどして、様式を変更すること。

2 機械・施設名等の欄及び規格・能力等の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は、記載を省略できる。

3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5〔森林施業の実施に係るものである場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

____年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐						—	
						—	
	計	—	—			—	
複層伐						—	
						—	
	計	—	—			—	
作業路 の開設 ・改良			—	—	—		
			—	—	—		
	計	—	—	—	—		
合 計		—	—				

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積及び蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙 6 「立木取得を行う場合」

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

[illegible]

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木を記載すること。

3 林小班ごとに記載すること。

4 樹種及び樹齡が複数のものは、主たるものを記載すること。

5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。

6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。

2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙7〔その他の取組の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項 目	内 容
・ 研 修 ・ 指 導 又 は 助 言 ・ 調 査 ・ そ の 他 (注2)	
実 施 時 期	年 月 日
所 要 額	円

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡白川町坂ノ東字南平五三三の一、五三七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字から谷一九九九の一・字南洞二〇〇一の一・字日面平二〇〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字朴ノ木洞二〇一七の一、二〇一七の二、二〇一九、字小屋治郎日つけ二〇二〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝気良字上野口二二五八の二、二二九三の七四、二二九三の七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町白山字井堀平九八五の一（次の図に示す部分に限る。）、九九二の一、九九三の一、九九五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町白山字柳ヶ洞四五九の一（次の図に示す部分に限る。）、四五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町鶴見字原谷一四七・一六五の六（以上二筆について次の図に示す部に限る。）

二 指定の目的
土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町和泉字下街道二〇九の一、一一一〇、一一一一の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下街道二〇九の一（次の図に示す部分に限る。）、一一一〇、一一一一の四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
二百五十六号		路線名	
関市洞戸尾倉字保木平三番一地先地内		区間	
後	前	区域変更前後別	
二五・二六・二五	二二・二四・二五	敷地の幅員（メートル）	
五〇〇	五〇〇	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	可土岐線					後	前	二〇・八 一〇・一	六五・九	
						後	前	二〇・八 一〇・一	六五・九	

岐阜県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年七月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	川御嵩線					後	前	一八・六 三〇・八	四一・一	
						後	前	一八・六 三〇・八	四一・一	

岐阜県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年七月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
国道	百五十六号					後	前	二〇・八 四六・五	六六・六	
						後	前	二〇・八 四六・五	六六・六	

岐阜県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年七月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の日)
道の種類	路線名					延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の日)
						延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の日)

瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷一九五〇番一地从先から 同市同町字同 五三番一地从先まで	県道
	瑞大 浪西 線
	一九
	三 五 六
	令和 二 ・ 七 ・ 三
平成 二 六 ・ 七 ・ 一	
公 示	
○岐阜県市町村職員共済組合決算公告 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二條第三項の規定により、令和元年度決算の要旨を公告する。 令和二年七月三日 岐阜県市町村職員共済組合 理事長 林 宏 優	

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理
収						
負担金	6,877,290	18,687,161	970,080	152,032		
掛金・組合員保険料	6,936,879	11,818,475	970,068			
施設収入・商品売上						
組合員貸付金利息						
連合会交付金						
育児・介護休業手当金交付金	619,785					
利息及び配当金	1,007				12,045	1,114
償還差益						
その他収入	205,414					
他経理から繰入金						
前年度繰越支払準備金	954,334					
計	15,594,709	30,505,636	1,940,148	152,032	12,045	1,114
入						
支						
給付金	6,291,917					
役職員給与						
旅費・事務費						
厚生費						
商品仕入						
飲食材料費						
委託費						
支払利息					12,045	1,114
負担金・掛金・組合員保険料払込金		30,505,636	1,940,148	152,032		
事務費負担金払込金						
特定健康診査等費						
前期高齢者納付金	2,478,326					
後期高齢者支援金	2,812,264					
退職者給付拠出金	273					
介護納付金	1,397,908					
連合会払込金	173,497					
連合会拠出金	881,473					
その他支出	8,373					
他経理へ繰入金	51,189					
次年度繰越支払準備金	945,235					
計	15,040,455	30,505,636	1,940,148	152,032	12,045	1,114
出						
差引当期利益金又は当期損失金	554,254				0	0

貸借対照表の要旨

資	流動資産	3,157,021	1,817,486	121,987	917	70,546	
産	固定資産					1,219,830	
	資産合計	3,157,021	1,817,486	121,987	917	1,290,376	0
負	流動負債	17,058	1,817,486	121,987	917		
債	固定負債	945,235				1,290,376	
	負債合計	962,293	1,817,486	121,987	917	1,290,376	0
純	資本剰余金						
資	利益剰余金	2,194,728					
産	純資産合計	2,194,728				0	0
	負債・純資産合計	3,157,021	1,817,486	121,987	917	1,290,376	0

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収	負担金	263,257	201,752		
	掛金		198,848		
	施設収入・商品売上		123,573		
	組員貸付金利息				29,730
	連合会交付金	112,584			246
	育児・介護休業手当金交付金				
	利息及び配当金	2,431	56	730	811,484
	償還差益	208		104	620
	その他収入	13	7,185	9,822	
	他経理から繰入金	51,189		10,000	
	前年度繰越支払準備金				
入	計	429,682	407,841	144,229	812,104
支	給付金				
	役職員給与	155,513	6,548	24,604	7,513
	旅費・事務費	28,095	1,657	752	2,477
	厚生費	159	356,779	35	7
	商品仕入			6,798	
	飲食材料費			22,718	
	委託費	14,377	3,821		
	支払利息				725,022
	負担金・掛金・組員保険料払込金				
	事務費負担金払込金	116,905			
	特定健康診査等費		41,544		
	前期高齢者納付金				
	後期高齢者支援金				
	退職者給付拠出金				
	介護納付金				
	連合会払込金				1,606
	連合会拠出金				
	その他支出	85,402	16,939	93,326	6,847
	他経理へ繰入金		10,000		
	次年度繰越支払準備金				
出	計	400,451	437,288	148,233	741,866
	差引当期利益金又は当期損失金	29,231	△ 29,447	△ 4,004	70,238
					△ 7,865

貸借対照表の要旨

資	流動資産	638,454	240,895	183,302	1,856,899	120,286
	固定資産			202,132	73,831,169	2,294,911
産	資産合計	638,454	240,895	385,434	75,688,068	2,415,197
負	流動負債	15,028	32,454	4,030	71,654,777	1,004
	固定負債	202,229	8,733	8,098	9,946	1,257,353
債	負債合計	217,257	41,187	12,128	71,664,723	1,258,357
純	資本剰余金			342,983		
資	利益剰余金	421,197	199,708	30,323	4,023,345	1,156,840
産	純資産合計	421,197	199,708	373,306	4,023,345	1,156,840
	負債・純資産合計	638,454	240,895	385,434	75,688,068	2,415,197

。令和二年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和二年十月九日（金）午前十時から正午まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一 番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、令和二年七月六日（月）から岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十四円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十四円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇―八五七。岐阜市数田南二丁目一 番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

（一）写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、

受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとし、

（二）受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

令和二年九月一日（火）から同月十五日（火）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇―八五七。岐阜市数田南二丁目一 番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。令和二年九月十五日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和二年十月三十日（金）に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和二年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるに必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

（一）受験票

（二）運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

できる書類のうちいずれか一つ
八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話。五八―二七二―八三三九（直通））に問い合わせてください。

。県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
関ヶ原地区	関ヶ原町役場	令和二・八・七・三から 同二・八・四まで

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川以東用水土地改良区	令和二・四・二	理事	安田篤夫	安八郡安八町大野五九八番地
同	同	渡邊邦夫	大垣市墨俣町墨俣	九七七番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川以東用水土地改良区	令和二・四・三〇	理事	澁谷義男	安八郡安八町善光一九六番地
同	同	同	古澤輝馬	大垣市墨俣町墨俣一二四七番地二
同	同	同	下野一郎	同 上宿 三七〇番地
同	同	同	清水喜久雄	同 下宿 一六八番地
同	同	同	白木良雄	安八郡安八町北今ヶ淵一七二七番地の一
同	同	同	山北英雄	同 氷取 六三番地
同	同	同	傍嶋嶽千代	同 南今ヶ淵 八四四番地
同	同	同	河村秀文	同 森部 五六八番地
同	同	同	安藤和美	同 森部 九一四番地
同	同	同	竹内政晴	同 大森 五七〇番地の一

同	下野博司	同	上宿	三七七番地
同	清水喜久雄	同	下宿	一六八番地
同	白木良雄	同	安八郡安八町北今ヶ淵一七二七番地の一	
同	山北英雄	同	氷取	六三番地
同	説田孝志	同	南今ヶ淵	一二番地
同	河村保夫	同	森部	一六六六番地
同	安井茂夫	同	森部	一〇五九番地
同	竹内要吉	同	大森	七一六番地
同	西松久夫	同	南條	五一七番地の一
同	澁谷義男	同	善光	一九六番地
同	堀正	同	東結二二八九番地の一	
同	長崎昭男	同	大垣市墨俣町上宿	三番地一
同	尾崎満廣	同	安八郡安八町森部	三一番地

二 受験資格

試験名	試験区分		採用予定人員
	行	政	
障がい者を対象とした職員採用試験	若	若	五人程度
障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験	若	若	千人

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員、高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員を採用するために、障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

令和二年七月三日

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、令和二年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験を次のとおり実施します。

○令和二年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施

同	西松久夫	同	南條五一七番地の一
同	辻耕一	同	大野一三九番地
同	堀正	同	東結二二八九番地の一
監事	長崎昭男	大垣市墨俣町上宿	三番地一
同	岩田勝美	安八郡安八町北今ヶ淵	九一三番地

試験名	試験区分	受験資格
障がい者を対象とした職員採用試験	行政	次の全ての要件を満たす者 一 令和二年四月一日における年齢が二十一歳以上三十四歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
	政	次の全ての要件を満たす者 一 令和二年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は指定医若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障

障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験	
	事 務
次の全ての要件を満たす者 一 令和二年四月一日における年齢が十七歳以上二十七歳未満の者 二 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は指定医若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳	害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 1 日本の国籍を有しない者（市町村立小中学校等事務職員採用試験を除く。） 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表 1 第一次試験 (一) 日時及び場所 令和二年十一月一日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。 (二) 方法 (1) 教養試験 職員採用試験の行政については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。 職員採用試験の事務及び市町村立小中学校等事務職員採用試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。 (2) 専門試験 職員採用試験の行政については、公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。 試験問題の出題分野は、次のとおりです。 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）	

試験区分	出 題 分 野
行 政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等

(3) 論文試験

職員採用試験の行政については、識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(4) 作文試験

職員採用試験の事務及び市町村立小中学校等事務職員採用試験については、表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

令和二年十一月十日（火）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和二年十一月中旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、令和二年十二月上旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和三年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

令和二年四月一日現在の新規採用者の給料月額、職員（行政）にあつては十九万二千三百円、職員（事務）及び市町村立小中学校等事務職員にあつては十五万七千七百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員請求」と又は「小中等事務請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員受験」と又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七。（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、令和二年七月二十日（月）から八月十一日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、八月十一日（火）までの消印があるも

のに限り受け付けます。
七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話。五八―二七―八七九六）へ問い合わせてください。

。令和二年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職（司書）試験並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、令和二年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職（司書）試験並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験を次のとおり実施します。

令和二年七月三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員及び司書に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員並びに市町村立小中学校等事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試 験 名 試 験 区 分 採 用 予 定 人 員

二 受験資格

短大・高校卒程度試験				事務 A			
資格免許職試験	市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験	市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験	資格免許職試験	事務 B（東濃地域）	事務 B（飛驒地域）	警察事務	農林業
				事務 A	事務 B（飛驒地域）	事務	農林業
若	十	五	若	十	五	若	若
人	人	人	人	人	人	人	人

試験名	試験区分	受験資格	試験名	試験区分	受験資格
短大・高校卒程度試験	事務 A	令和二年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者	高校卒程度試験	土木	令和二年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
	事務 B（東濃地域）			土木 B（飛驒地域）	
	事務 B（飛驒地域）			土木 B（飛驒地域）	
	警察事務			土木 B（飛驒地域）	
	農林業			土木 B（飛驒地域）	
	土木			土木 B（飛驒地域）	

資格免許職試験 司 書		市町村立小中学校等事務職員採用 短大・高校卒程度試験	令和二年四月一日における年齢が十九歳以上二十歳未満の者で、司書の資格を有するもの又は令和三年三月までに司書の資格を取得する見込みのもの
市町村立小中学校等事務職員採用 短大・高校卒程度試験		令和二年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者	次の全ての要件を満たす者 一 令和二年四月一日における年齢が二十九歳以上五十歳未満の者 二 民間企業等（NPO等非常利法人、国及び地方公共団体を含む。）での職務経験（正規職員、派遣職員、アルバイト及びパート等）が通算して三年以上の者 ただし、一つの法人等における勤務時間が平均して週二十時間未満の場合又は勤務が六ヶ月以上継続していない場合は、職務経験に通算しない。 三 受験申込日において岐阜県内の地方公共団体の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）ではない者
市町村立小中学校等事務職員採用 社会人経験者試験		令和二年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者	次の全ての要件を満たす者 一 令和二年四月一日における年齢が二十九歳以上五十歳未満の者 二 民間企業等（NPO等非常利法人、国及び地方公共団体を含む。）での職務経験（正規職員、派遣職員、アルバイト及びパート等）が通算して三年以上の者 ただし、一つの法人等における勤務時間が平均して週二十時間未満の場合又は勤務が六ヶ月以上継続していない場合は、職務経験に通算しない。 三 受験申込日において岐阜県内の地方公共団体の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）ではない者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者（資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験を除く。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

令和二年九月二十七日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許職試験は、岐阜市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分はわたって行います。

(2) 専門試験

短大・高校卒程度試験の農業、林業及び農業土木並びに高校卒程度試験の土木A、土木B（東濃地域）及び土木B（飛騨地域）については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職試験については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	試験区分	出題分野
短大・高校卒程度試験	農 業	農業と環境、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等
林 業	農 業	森林経営、森林科学、測量、林産物利用等

	農 業 土 木	農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）等
高校卒程度試験	土木 A 土木 B（東濃地域） 土木 B（飛騨地域）	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
資格免許職試験	司 書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等

- (3) 作文試験
表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (三) 合格者発表
令和二年十月六日（火）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。
岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>
2 第二次試験
第一次試験の合格者に対して行います。
(一) 日時及び場所
令和二年十月中旬から同月下旬（予定）までの間に岐阜市において行います。
なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。
- (二) 方法
(1) 口述試験
人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
(2) 適性検査
職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- 3 最終合格者発表
第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最

- 終合格者を決定の上、令和二年十一月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。
- 四 合格から採用まで
この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和三年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。
- また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。
- 五 給与等
令和二年四月一日現在の新規採用者の給料月額額は、短大・高校卒程度、高校卒程度、市町村立小中学校等事務職員短大・高校卒程度及び市町村立小中学校等事務職員社会人経験者にあつては十五万七千七百円、資格免許職「司書」にあつては十七万二千元です。原則として毎年一回定期に昇給します。
- なお、高校卒業後の学歴及び民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。
- また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- 六 受験手続
1 申込書の入手
申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「高校卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「高校卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七。(住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、令和二年七月二十日(月)から同年八月十一日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、令和二年八月十一日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話・五八―二七―八七九六)へ問い合わせてください。

○落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 交通規制情報管理システムの賃貸借等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和2年4月6日

4 落札者を決定した日 令和2年5月18日

5 落札者の住所及び氏名 東京都板橋区井沢三丁目9番6号
アトミック株式会社
代表取締役 梅原 敏和

6 落札金額 59,400,000円

7 契約に關する事務を担当する箇所の名称及び所在地
(1) 箇所の名称 岐阜県警察本部総務課会計課果物係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和二年七月三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社